

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ダイシン工業
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事（般－5）第460714号
許可を受けている建設業の種類	管、機

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年10月6日
根拠法令	建設業法第29条第1項
処分の内容	<p>建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社ダイシン工業の代表取締役が、暴力行為等処罰に関する法律違反により罰金の刑に処せられ、令和4年5月7日にその刑の執行が終了した。</p> <p>このことは、建設業法第8条第8号（欠格要件）に該当するものであるが、同社は同法第11条第5項に基づく届出を行わず、また、令和5年4月13日期限の建設業許可の更新申請に当たり、欠格要件に該当しないと偽って更新の許可を受けた。</p> <p>当該行為は、同法第29条第1項第7号に該当する。</p>